

工事請負契約に関する提出書類（契約金額 500 万円以上 1 億 5,000 万円未満）

契約の締結に当たり、次の書類を契約日までに善通寺市総務課に提出してください。

提出書類	部数	当初提出	契約後提出	注意事項
工事請負契約書	2	○		契約書 1 部に収入印紙を貼付し、割印すること。 契約書に次の書類を添えて、袋とじにして割り印すること。 ①工事請負契約約款・不当要求に対する措置に関する特約 ②リサイクル関係書類（別紙 6-2～6-4 のうち必要なもの）※建設リサイクル法の対象工事のみ。
契約保証に係る証書等	1	○		請負代金額の 10 分の 1 以上とし、次の中から選択すること。 契約保証金の納付・・・・・・・・・・領収書 有価証券等の提供・・・・・・・・・・有価証券等 金融機関の保証・・・・・・・・・・保証書 前払金保証事業会社の保証・・・・・・・・保証証書 公共工事履行保証証券による保証・・・証券 履行保証保険契約の保証・・・・・・・・証券
課税・免税事業者届出書	1	○		課税期間は、その期間に契約日が含まれるように記入すること。
工事着手届	1	○		届出年月日、工事着手年月日は、契約日を記入すること。
工程表	1	○		届出年月日は、契約日を記入すること。
施工体制台帳及び施工体系図	1		○	下請負契約を締結したときは提出すること。 ※一次下請業者については、原則、社会保険加入業者であること。
下請業者選定通知書	1		○	下請負契約を締結したときは提出すること。 ※一次下請業者については、原則、社会保険加入業者であること。
現場代理人及び主任技術者等選任通知書	1	○		下記①の書類を提出するとともに、②から⑤までの書類（写しても可）のいずれかを提出すること。 ①技術者としての資格を有することを証明する書類（監理技術者の場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）の写し ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ④住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書 ⑤その他常勤性を証する書類 請負代金額が 3,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の工事の場合は、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければなりません。他の工事の技術者を兼ねることができません。
建設業退職金共済制度	1		○	掛金収納書を貼付すること。

				証紙を購入しない場合は理由を記入すること。
CORINS の登録内容確認書	1		○	CORINS の登録を行い、登録内容確認書を提出すること。
前払金請求書	1		○	契約金額が 300 万円以上の場合は、前払金を請求することができる。 請求額は、契約金額の 10 分の 4 以内の額（10 万円未満切捨）とする。請求の際は、前払金保証事業会社の保証証書を添付すること。
リサイクル関係書類	1		○	①説明書 ②リサイクル関係書類契約書（別紙 6-2～6-4 のうち必要なもの） ③分別解体等の計画等 ※建設リサイクル法の対象工事のみ。 ・建築物の解体（床面積の合計 80 m ² 以上） ・建築物の新築又は増築（床面積の合計 500 m ² 以上） ・建築物の修繕・模様替（請負代金額 1 億円以上） ・その他の工作物の工事（請負代金額 500 万円以上） ※詳細は工事担当課と協議の上、提出すること。